

那覇市広告入り窓口用封筒無償提供者募集要項

那覇市の窓口等における市民サービスの向上、経費の削減を図ることを目的として、広告入り窓口用封筒（以下「窓口用封筒」という）を無償で提供していただける事業者を募集する。

1 仕様

(1) 封筒規格等

- ① 角型 2 号程度（A 4 判用紙が入る大きさ）
角型 6 号程度（A 5 判用紙が入る大きさ）
- ② 個人情報を封入するため中が透けない色や材質

(2) 広告規格等

掲載位置は封筒両面下部それぞれ 3 分の 1 以下とし、残りの部分は市指定の窓口案内情報を掲載する。

(3) 作製上の注意

- ① 広告主及び広告内容は、那覇市有料広告掲載取扱基準の第 3 条及び広告入り窓口用封筒受贈実施要領（以下「実施要領」という。）の【広告の規制基準】を遵守すること。
- ② 広告内容及びデザインについては、毎年担当者と協議し、市の承諾を受けた後に封筒を作製すること。
- ③ 市指定の窓口案内情報に変更がある場合は速やかに対応すること。
- ④ 封筒には、広告料収入によって作製された封筒である旨を明記し、掲載広告に関する問い合わせ先として、事業者の連絡先を明記すること。

2 使用期間

窓口用封筒の納付期間は令和 9 年 4 月から令和 12 年 3 月末までの 3 年間とする。

3 設置場所

窓口用封筒の使用場所は那覇市役所本庁舎ハイサイ市民課、三支所（首里・真和志・小禄）、市民税課、資産税課とする。

4 納品について

納品数は角型 2 号程度が年間 200,000 枚、角型 6 号程度が年間 50,000 枚とする。

納品は令和 9 年 4 月 1 日から利用できるよう納品し、提供者側で保管場所を確保・在庫管理を行い、必要に応じて分割納品すること。

5 応募資格要件

以下の条件をすべて満たすものとする。

- (1) 日本国内に本社を置く事業者。
- (2) 那覇市物品購入等競争入札取扱要綱第 13 条に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (5) 那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号）第 2 条第 1 項第 1 号の暴力団又は、同条第 2 号の暴力団員に該当しておらず、又はこれと関係していないこと。
- (6) 国税及び市町村税等に滞納がないこと。

6 質問の受付

- (1) 質問方法：質問書（第 2 号様式）を用いて、電子メールで送信すること。
- (2) 提出先：ハイサイ市民課管理グループ
E-mail：C-SIMIN001 【AT】 city.naha.lg.jp
※メールアドレスの【AT】は@と置き換えてスペースは詰めてください。
- (3) 提出期間：令和 8 年 9 月 3 日（木）から令和 8 年 9 月 9 日（水）午後 3 時必着
- (4) 回答方法：令和 8 年 9 月 14 日（月）までにホームページへ回答書を掲載する。

7 提出書類

以下の書類一式を、正本 1 部（No. 2 と No. 8 は副本 5 部）ずつ用意すること。なお、提出した書類の返却は行わないものとする。

No	提出書類	留意事項
1	那覇市広告入り窓口用封筒無償提供申込書 （第 1 号様式）	
2	企画提案書（任意様式） ① 業務実施体制（広告の募集方法・自社の広告掲載基準等を含む） ② 納入までのスケジュール ③ 広告事業における実績 ④ 窓口用封筒の内容に関する対応 ⑤ 封筒の材質及びデザインの工夫等 ⑥ その他	正本 1 部、副本 5 部 ・表紙を除いて 10 ページ以内で作成してください。 ・企画提案書の書式は自由ですが、左記の①～⑥の内容については必須記載事項とし、①～⑥の順で記載してください
3	会社概要等	会社の事業内容、経歴などがわ

		かるもの
4	法人登記にかかる現在事項証明書	提出前3か月以内のもの
5	本店所在地の市町村税等（市町村税、固定資産税、軽自動車税等）の滞納がないことを証明する書類	納税証明書（滞納のない証明書）等 ※最新年度のもの
6	法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないことを証明する書類	納税証明書（滞納のない証明書）等 ※最新年度のもの
7	誓約書（第3号様式）	
8	窓口用封筒の見本	正本1部、副本5部

8 募集期間

令和8年9月3日（木）から令和8年9月24日（木）まで（必着）

9 応募方法

郵送又は持参により提出すること。ただし、持参による場合は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

募集期間終了日が台風等により市役所が閉庁となった場合は、翌開庁日まで募集期間を延長する。

10 申込み及び問い合わせ先

〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎1-1-1

那覇市役所 市民文化部 ハイサイ市民課 管理グループ（担当：大城・糸満）

電話：098-862-3274（内線2226） FAX：098-862-0384

E-mail：C-SIMIN001 【AT】 city.naha.lg.jp

※メールアドレスの【AT】は@と置き換えてスペースは詰めてください。

11 選定方法

提出された書類及びプレゼンテーションによる審査に基づき、業務実績、信頼性、実現性、デザイン等を総合的に評価し、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

12 プレゼンテーションについて

（1）実施日時：令和8年10月9日（金）午後2時00分から

（2）実施場所：那覇市役所本庁舎内会議室

（3）制限時間：15分以内（プレゼンテーション10分、質疑応答5分）

（4）発表内容：プレゼンテーションによる「企画提案書」及び「窓口用封筒見本」の内

容評価

(5) その他 :

- ① ZOOM を利用したオンラインでの開催とする。
- ② プレゼンテーションの順番は、提案書の受付順の逆順とする。具体的な日時については、別途メールにて通知する。
- ③ プレゼンテーション時に資料の追加提出は認めない。

13 審査結果の公表について

審査結果については、選定後速やかに市公式ホームページにより公表するものとする。その際、公表の内容は優先交渉権者及び次点交渉権者のみとし、審査詳細については公開しないものとする。また、結果に対する異議は受け付けない。

14 留意事項

- (1) 無償提供者は、窓口用封筒の内容に関し、苦情、被害救済、損害賠償の請求等の問題が生じたときは、自らの責任でこれらを解決しなければならない。
- (2) 本事業に要する費用の一切は、応募者の負担とする。

15 暴風時の対応について

プレゼンテーション当日、台風等により、午前7時 30 分現在で暴風警報等が発令されている場合には、プレゼンテーション実施日時を令和8年10月14日（水）午後2時00分からに変更します。